

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」といい、同事務所を「福祉事務所」という。）が請求人に対して行った、令和3年4月9日を廃止日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、取消しを求めていると解される。

コロナワクチンの被害者として〇〇から訴えをしている。

住民票さえとれなくなり、厚労省に抗議しに行った所、囲まれ、公務執行妨害で、阻ち入院、4月11日にケースワーカーから保護廃止をつけられる。眼の治療も全くできていない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年11月30日	諮問
令和4年2月4日	審議（第64回第3部会）
令和4年3月7日	審議（第65回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法19条1項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。
- (2) 法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないと規定している。
- (3) したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有すると認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所平成16年3月18日判決（判例地方自治264号91頁）参照）。
- (4) また、法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生

計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。

- (5) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）によれば、「失踪とは、『行方をくらますこと』であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第19条第1項第2号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する。したがって、事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪には当たらない。このような場合は、最低1週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある。実施機関が努力を尽くしても本人が来所しなかった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することも止むを得ない。また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる。」とされている（運用事例集 問2-6の回答1）。

上記の運用事例集は、保護を廃止する時期について、居住地がなく、無料低額宿泊所や簡易宿所等を利用していた者が失踪した場合、原則は失踪した日の翌日付で保護を廃止するものとするとしている（同回答2・(1)）。また、失踪廃止処分した者が、その後、元の実施機関に現れた場合は、廃止処分自体に誤りはなく、廃止決定通知書を公示送達を行わず実施機関で保管していれば、交付するとしている（同回答3・(3)）。

そして、上記各取扱いはいずれも法 19 条 1 項 2 号の「福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」の解釈を示すものである。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

- (1) 令和 3 年 3 月 22 日、請求人は処分庁に生活保護を申請し、同月 29 日、同月 22 日付けで保護が開始された。
- (2) 令和 3 年 3 月 22 日、請求人は宿泊所 1 に入所し、同月 31 日に宿泊所 1 を退所、宿泊所 2 に入所した。
- (3) 令和 3 年 4 月 2 日、請求人が福祉事務所に来所したため、福祉事務所職員は請求人との面接を実施し、同月 1 日に、請求人が宿泊所 2 の鍵を無断で返却したことを確認した。

- (4) 令和 3 年 4 月 5 日、請求人が福祉事務所に来所したため、福祉事務所職員は請求人との面接を実施し、次の 2 点について確認した。

ア 請求人が現在〇〇区の漫画喫茶に泊まっており、宿泊所 2 へ戻ることを拒絶していること

イ 請求人が住宅課から紹介を受けたアパートについて契約に至っていないこと

- (5) 令和 3 年 4 月 9 日、処分庁は、請求人が同月 5 日に福祉事務所に来所して以来、連絡や来所がなくなり、要保護状態を確認できなくなり、請求人と連絡がとれず現在の居住地も不明であったことから、「被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなる」と（上記 1・(5)）との失踪の定義に該当している状況に至ったと判断したため、請求人については福祉事務所の管内に現在地を有しないものであるとして、法 26 条に基づき保護を廃止することを決定したこと（本件処分）が認められる。

- (6) そうすると、処分庁は、上記 1 の法令の定めに則り本件処分

を行ったことが認められるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、運用事例集によれば、被保護者と連絡が取れなくなった時点を見失った時点とし、その翌日に保護を廃止するとされているところ（上記1・(5)）、処分庁は、請求人と連絡が取れなくなった令和3年5月6日の翌日である同月7日に保護を廃止はしていない。

これは、処分庁が、請求人には個室保護が必要と判断したため、請求人が宿泊所2を無断退所した同月1日の1週間後の同月8日まで宿泊所2を確保して保護を継続し、同月9日に保護を廃止したものである。かかる判断は、処分庁が請求人にとって不利益とならないよう配慮したものであり、それが不合理なものとは認められない。

また、処分庁は、5月24日に本件処分通知書を請求人に手渡ししているが、上記1・(5)のとおり、請求人と連絡が取れなくなったため、処分庁で保管していたものを請求人に交付したものであって、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人は、第3のとおり主張する。

しかしながら、本件処分が違法又は不当なものとは認められないことは上記2・(6)のとおりであって、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成